

英国知的財産庁（UKIPO）、AIと知的財産（著作権・特許）に関する協議結果を公表

2022年6月28日

JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、2022年6月28日、著作権制度及び特許制度が人工知能（AI）にどのように対処すべきかについての協議の結果概要をプレスリリース等にて公表した。

本協議の結果概要と政策方針は以下の通り（以下、協議結果については、特許に関するもののみ記載している。）

1. 概要

(1) 人間の作者がないコンピュータで生成された作品（Computer-generated works : CGWs）に対する著作権保護

- ・ コンピュータで作成された著作物については、法律を改正しない予定。
- ・ CGWsの保護が有害であるという証拠は今のところなく、AIの利用はまだ初期段階であるため、選択肢の適切な評価は不可能であり、いかなる変更も意図しない結果をもたらす可能性がある。
- ・ 引き続き法律を見直し、証拠に裏付けられれば、将来的に保護を修正、置換、削除する可能性がある。

(2) AIの利用や開発において重要な意味を持つことが多いテキストマイニングやデータマイニング（TDM）に対するライセンスや著作権の例外

- ・ TDMについては、新しい著作権とデータベースの例外規定を導入し、いかなる目的でもTDMを可能とする予定。
- ・ 権利者は、合法的なアクセスに関する要件など、コンテンツを保護するためのセーフガードを引き続き持つこととなる。

(3) AIで考案された発明に対する特許保護

- ・ AIで開発された発明については、現在の英国特許法を改正しない予定。
- ・ 回答者の多くは、AIはまだ人間の介入なしに発明できるほど進化していないと感じている。
- ・ しかし、英国の特許制度がAIのイノベーションと英国におけるAIの使用をサポートすることを確実にするために、この法律分野を再検討する。
- ・ 英国の経済的利益を支援するために、国際的にAIの発明に関する議論を進めるよう求める。

2. 調査の内容、目的について

- ・ 2021年10月から2022年1月までの間、AIによって作成された著作物の著作権、著作物を用いたテキストおよびデータマイニング、AIによって考案された発明に対する特許を対象として協議を実施し、クリエイティブ産業、ハイテク産業、製薬、サードセクター、学会、法律・知財専門家などから88件の回答を得た。
- ・ 本協議の目的は、次の2つの目標をサポートするために、入手可能な最良の経済的証拠を収集することである。
 - 1) AI技術のイノベーションを奨励し、公益のための利用を促進すること、
 - 2) 人間の創造性とイノベーションを促進する上で、知的財産の中心的な役割を維持すること

3. 特許に関する協議結果について

(1) 寄せられた意見の概要

- ・ AIを発明者とする特許に関して、48件の書面回答があり、回答者には、AI開発者、製薬部門、中小企業、学者、法律・知財の専門家が含まれていた。
- ・ 回答者は意見募集で提案された選択肢について、様々な意見を持っていたが、大多数は、今のところ英国の法律を一方的に変更しないこと（オプション0）を希望した。
- ・ 産業分野、企業規模、ビジネスモデルによって、どの選択肢にも好みの傾向はみられなかった。
- ・ 回答者の大多数は、AIを支援ツールとして考えており、AIを利用して開発された発明は現行法で十分保護されているとする意見が多かった。
- ・ 今回の協議で取り上げられた法改正の提案は、回答者に懸念を抱かせ、回答者の大多数は、発明家精神に関する国際的な規範から乖離することを問題視している。
- ・ 英国の法律だけを変えても、英国の利益にとって重要な市場における国際的な特許出願に不利になるとの意見もあった。
- ・ 法改正を支持する回答者の多くは、英国がこの分野で主導権を握ることを強く望んでいた。しかし、ほとんどの回答者は、発明者保護に関する法改正は国際的に調和されたものでなければならないことに同意している。
- ・ 研究開発プロセスにおいてAIの貢献が増大することを考慮し、ルールを変更する必要があるという意見もあった。この見解は、製薬業界が特に懸念していることであった。
- ・ 多くの回答者は、AIが発明を考案できる段階に達したら、そのAIが考案した発明は特許化されるべきだと考えていた。しかし、ハイテク分野の回答者は、AIはまだ人間の介入なしに発明できるほど高度ではないことを認めている。
- ・ 回答者の多くは、現時点では法改正のための技術的、法的、経済的根拠は限られているとの見解を共有している。特にAIが発明者となった場合、誰が特許を所有すべきかについてのコンセンサスは得られていない。

- ・ 回答者は、変化のための技術的根拠が将来的に強化される可能性があると考えている。
- ・ 国際的な調和は、変化を成功させるための必要条件であると考えられている。
- ・ 大多数の回答者は、英国の法律を一方的に変更することは時期尚早であり、英国のイノベーションの状況にとってマイナスになる可能性があるとの見解を示している。

(2) その他の問題

- ・ 実際には、出願が 1977 年の英国特許法に規定された法的要件を満たしていれば、AI を利用した発明に対して特許が付与される可能性があるのかかわらず、最近の AI システムによる発明に関する話題により、英国特許法が AI による発明を保護しないという誤った結論をもたらす危険性があることを懸念している。
- ・ AI を法的人格として認めるべきかどうかについては、より広範な倫理的・道徳的な議論が必要であると多くの人を感じており、これは知的財産法で解決できる問題ではなく、本協議の範囲外である。

今回の協議結果は、大多数が特許制度について今のところ英国の法律を一方的に変更しないことを希望しており、法改正をすとしても、法改正は国際的に調和されたものであるべき、とされている。国際的な出願を多く擁する出願人は、UKIPO による制度の改正に対してより慎重な態度を求める結果となったものと分析できる。

なお、Stephen Thaler 博士の AI マシン「DABUS」を発明者とした特許出願については、英国において、2021 年 9 月に英国控訴院が英国高等法院による判決に対する控訴を棄却する旨の判決を公表しており（[「英国控訴院、AI「DABUS」を発明者とする特許出願について判決（2021 年 9 月 23 日）（PDF）」](#)を参照。）、今後、英国最高裁判所が上告を受理するか否かについて注目されているところである。

— UKIPO のプレスリリース等は、以下参照 —

(プレスリリース)

[Artificial Intelligence and IP: copyright and patents](#)

(協議結果)

[Consultation outcome Artificial Intelligence and IP: copyright and patents](#)

[Consultation outcome Artificial Intelligence and Intellectual Property: copyright and patents](#)

(協議結果への政府の反応)

[Consultation outcome Artificial Intelligence and Intellectual Property: copyright and patents:](#)

[Government response to consultation](#)

— AI と知的財産に関する英国の動向に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、AI と知的財産 \(著作権・特許\) に関する協議 \(2021 年 10 月 29 日\) \(PDF\)](#)
- [英国控訴院、AI「DABUS」を発明者とする特許出願について判決 \(2021 年 9 月 23 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、英国の新たなイノベーション戦略における知的財産に関する取組について公表 \(2021 年 8 月 4 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、AI と知的財産の関係に関する意見募集の結果を公表 \(2021 年 3 月 24 日\) \(PDF\)](#)
- [AI と知的財産に関する英国高等法院及び英国知的財産庁の動向 \(2020 年 9 月 25 日\) \(PDF\)](#)

- EPO による人工知能「DABUS」特許出願の欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
- [欧州特許庁 \(EPO\) 審判部、人工知能「DABUS」を発明者とする特許出願の拒絶を確認 \(2021 年 12 月 21 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁、人工知能「DABUS」を発明者とする特許出願を拒絶する理由を公表 \(2020 年 1 月 28 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁、人工知能「DABUS」を発明者とする特許出願を拒絶 \(2020 年 1 月 13 日\) \(PDF\)](#)

(以上)